

平成27年9月3日

復興大臣  
竹下 亘 様

# 要 請 書

【平成28年度予算の確保等について】

福島県町村会  
会長 加藤 憲 郎

# 平成28年度予算の確保等に向けた要請書

国におかれては、平成28年度からの5年間を「復興・創生期間」と位置づけ、新たな復興の枠組みを示されたところであるが、その新たな復興枠組みにおいては、対応を検討するとした事業などその具体的な取扱いが示されていない事業があります。

国におかれてもご理解をいただいているとおり、本県の原子力災害は未だ継続中であり、本県が真の復興・再生を果たすためには、「復興・創生期間」においても、これまでと同様に、多岐にわたる復興事業の実施が必要とされております。

つきましては、本県が復興・再生を果たすうえで不可欠であるとして、その継続等を強く求めております事業について、平成28年度予算の確実な確保及び事業内容の決定・運用に対する特段の配慮いただきたく、次のとおり強く要請いたします。

## 1. 避難地域の復興の加速化について

避難地域12市町村の将来像の実現に向け、必要な財源及び推進体制の整備を行うとともに、特に、復興の重要な財源である福島再生加速化交付金については、帰還環境整備や定住支援等において、地域の実情に応じた課題解決や避難者の帰還に向けた環境整備に資するものとなるよう、柔軟かつ継続的に措置すること。

## 2. イノベーション・コースト構想の早期具体化について

福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想は、震災・原発事故により甚大な被害を受けた本県浜通りの地域再生の原動力となるものであり、地元の期待も大きいことから、関係省庁一体となった構想の推進体制を早急に構築し、構想の具現化に向けた必要な財源を継続的かつ十分に確保すること。

## 3. 産業復興の加速化について

本県の産業基盤は未だ県全域で震災前の規模を回復しておらず、特に浜通り地域等は厳しい状況であることから、本県浜通り地域等における強力な企業立地支援策を追加創設するとともに、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、本県全域を対象とすること。また、ふくしま産業復興企業立地補助金について、平成28年度以降も制度継続を図れるようにすること。

#### 4. 原子力災害特有の課題に対応する事業について

##### (1) 震災等対応雇用支援事業

事業見直しが示されている「震災等対応雇用支援事業」については、避難指示区域内の警備、商工会等の復興支援、農産物等の放射性物質検査など、本県復興に不可欠な事業のマンパワー不足に活用してきたことを踏まえ、その見直しにあたっては、多岐にわたる分野に対応できる柔軟性の高い事業とするとともに、十分な予算を確保すること。

##### (2) 旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業

「旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業」については、旧警戒区域内で爆発的に繁殖したイノシシ等による被害が旧警戒区域のみならず、周辺地域にも及んでいる実態、さらには避難指示区域への帰還に向けた環境整備を進めるため、確実に継続するとともに、十分な予算を確保すること。

##### (3) 地域公共交通確保維持改善事業

被災者支援として引き続き事業を実施する方向で検討が進められている「特定被災地域公共交通調査事業」については、確実に事業を継続すること。

また、「地域間幹線系統確保維持事業」については、輸送量要件の緩和等の特例を継続するとともに、被災市町村の指定にあたっては、引き続き本県全市町村を指定すること。

#### 5. 復興特区法等に基づく課税の特例措置の延長等について

雇用確保に資する設備投資や被災者雇用の促進、復興まちづくりの円滑化等を図るため、復興特区法に基づく機械等の特別償却や税額控除等の適用期限を平成32年度末まで延長するとともに、被災地の実態に合った要件緩和を行うこと。

また、被災代替資産に係る特別償却等の課税の特例措置の適用期限を延長するとともに、地方税の課税免除等に対する減収補填措置を確実に5年間延長すること。

さらに、復興特区支援利子補給金制度について、確実に予算を確保すること。

#### 6. 平成27年度国勢調査等に係る普通交付税算定の特例措置について

原発事故の影響により現在も避難指示が続いている市町村においては、平成27年国勢調査人口を普通交付税の算定基礎とすることは財政への影響が甚大であることから、平成22年国勢調査人口を引き続き普通交付税算定基礎とするなどの特例措置を講じること。